

厚岸町規則第24号

厚岸町保育所・幼稚園保育料助成実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町保育所・幼稚園保育料助成実施規則の一部を改正する規則

厚岸町保育所・幼稚園保育料助成実施規則（平成19年厚岸町規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（第2子に関する特例措置）

- 2 平成27年度に限り、本則における規定の適用については、第1条中「第3子」とあるのは「第2子」と、第2条第2号中「第3子」とあるのは「第2子」と、「2人」とあるのは「1人」と、「第3番目」とあるのは「第2番目」と、第3条中「第3子」とあるのは「第2子」とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。